

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 及川 幸子

- 1 日時
平成 18 年 4 月 18 日（火曜日）
午前 10 時 4 分開会、午前 11 時 41 分散会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
及川幸子委員長、工藤勝子副委員長、伊藤勢至委員、阿部敏雄委員、新居田弘文委員、
関根敏伸委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、高橋雪文委員、伊沢昌弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊池担当書記、二宮担当書記、高橋併任書記、大越併任書記
- 6 説明のため出席した者
西畑県土整備部長、橋場県土整備企画室長、渡部道路都市担当技監、
沖河川港湾担当技監、渡邊県土整備企画室企画担当課長、
早野県土整備企画室管理担当課長、中田建設技術振興課総括課長、
日野建設技術振興課技術企画指導担当課長、佐藤道路建設課総括課長、
沼崎道路建築課農林道担当課長、中野道路環境課総括課長、沖野河川課総括課長、
水野河川課河川開発担当課長、野中砂防災課総括課長、深澤都市計画課総括課長、
大矢都市計画課まちづくり担当課長、佐藤下水環境課総括課長、
澤口建築住宅課総括課長、鈴木建築住宅課建築指導担当課長、
金田建築住宅課営繕担当課長、高橋港湾空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査（県土整備部関係）
受理番号第 74 号 緑資源幹線林道八戸・川内線整備効果のさらなる発現のため同路
線とネットワークを形成する国・県道の整備促進を求める請願
 - (2) 継続調査（県土整備部関係）
「県土整備部における総合評価落札方式の試行について」
 - (3) 所管事務調査について

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○及川幸子委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。欠席者はありません。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。菊池担当書記。二宮担当書記。高橋併任書記。

次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

はじめに、県土整備部関係の人事紹介を行います。西畑雅司県土整備部長を御紹介いたします。

○西畑県土整備部長 西畑でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○及川幸子委員長 続きまして、西畑県土整備部長から県土整備部の新任の方々を御紹介願ひます。

○西畑県土整備部長 それでは、県土整備部の新任職員を御紹介いたします。

橋場覚県土整備企画室長です。

渡部正利道路都市担当技監です。

沖正博河川港湾担当技監です。

早野義夫県土整備企画室管理担当課長です。

中田光雄建設技術振興課総括課長です。

日野利則建設技術振興課技術企画指導担当課長です。

佐藤文夫道路建設課総括課長です。

中野正志道路環境課総括課長です。

沖野健悦河川課総括課長です。

水野尚光河川課河川開発担当課長です。

野中聡砂防災害課総括課長です。

深澤忠雄都市計画課総括課長です。

佐藤英夫下水環境課総括課長です。

金田義徳建築住宅課営繕担当課長です。

旭澤正雄岩手県収用委員会事務局長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○及川幸子委員長 御苦勞様でした。

次に、企業局の人事紹介を行います。岩淵良昭企業局長を御紹介いたします。

○岩淵企業局長 岩淵でございます。よろしくお願ひいたします。

○及川幸子委員長 続きまして、岩淵企業局長から、企業局の新任の方々を御紹介願ひます。

○岩淵企業局長 企業局の新任職員を御紹介申し上げます。

杉下安弘技師長でございます。

武蔵岩夫業務課総括課長でございます。

宮卓司経営総務室管理担当課長でございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○及川幸子委員長 御苦労様でした。

以上で、執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより県土整備部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第74号緑資源幹線林道八戸・川内線整備効果のさらなる発現のため同路線とネットワークを形成する国・県道の整備促進を求める請願を議題といたします。

本請願につきましては、前回の委員会におきまして、実際に現地の状況を調査してから判断すべきとの御意見があったことを踏まえ、継続審査とされたものであります。現地調査につきましては、所管事務調査として実施することとし、後ほどお諮りすることとしておりますが、本請願の取り扱いにつきましては、当該調査の実施後に改めて協議することとし、今回は継続審査としたいと思っておりますが、さよう決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、請願陳情の審査を終わります。

次に、県土整備部における総合評価落札方式の試行について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、当局からの説明を求めます。

○日野技術企画指導担当課長 それでは、今年度から県土整備部が試行することとしております総合評価落札方式について、その概要を説明いたします。

初めに、品質確保法制定の背景と総合評価落札方式の導入についてでございますが、全国的な厳しい財政事情のもとで、公共事業投資が減少している中、受注競争の激化による著しい低価格入札による工事品質への影響が懸念され、一方では発注者として適切な工事発注を行うための必要な能力が不足した脆弱な体制の市町村の存在が指摘されるなど、公共工事の品質確保が改めて求められる状況となっております。

このような状況を踏まえまして、国は公共工事の品質確保の促進に関する法律、通称品確法を昨年4月に施行し、公共工事の品質確保の必要性を法の上で明確に位置づけるとともに、品質確保のための各種の取り組みを示しており、その一環といたしまして、従前の価格の上による競争から、価格と品質が総合的にすぐれた調達への転換を公共事業発注者に対して促し、総合評価落札方式の導入を求めています。

本県でもこの趣旨を踏まえまして、品確法に基づく対応方針を定めるとともに、その優先的取り組み課題として総合評価落札方式の導入を定め、本年度から試行することとしてお

ります。

総合評価落札方式とは、従来の方法の入札価格だけではなく、あらかじめ求めた技術提案によりまして企業の技術力を評価し、価格と技術力の2つの条件が総合的にすぐれた業者を落札者として決定する入札方式でございます。

具体的には、入札時に技術提案を求めまして、技術提案を採点し、価格と総合的に評価いたしまして落札者を決定することになります。この方式によりまして、価格競争だけではおろそかになる可能性のある工事にふさわしい技術力の評価が可能となりまして、結果として工事の品質を確保することが期待されます。

次に、制度導入の目的でございますが、1つ目には、価格と品質が総合的にすぐれた調達の実現、2つ目には、良好な品質の公共施設の確保、3つ目には、技術力にすぐれた企業の育成などを目指してございます。

試行対象工事についてであります。土木、建築、電気、機械、舗装、のり面工の計6工種を対象にしております。総合評価の方法でございますが、設計額5,000万円から1億円未満の比較的技術提案の余地の少ない工事につきましては、簡易型による総合評価を実施いたしまして、設計額1億円から5億円未満の、企業の技術提案によりまして、工事の品質や性能の向上が期待できる工事につきましては、標準型の総合評価で実施することとしてございます。

本年度の実施件数でございますが、各地方振興局10件程度を目標に実施することといたしまして、全県で100件程度の試行総数を目指して取り組むこととしてございます。

次に、本県の取り組みでは、5,000万円から1億円未満を対象にする簡易型におきましては、技術提案の余地が少ないという対象工事の特性に配慮いたしまして、技術点を10点としてございます。また、評価する技術力は、簡易な施工計画、企業の実績等による施工能力、配置予定技術者の実績、地域貢献度等を対象にすることとしてございます。総合評価の方法は、入札率から算出されます価格評価点と技術評価点の合計点で評価いたします。

簡易型での落札者決定の仕組みにつきまして、予定価格1億円の工事を想定した例で御説明いたします。この場合、予定価格に対する入札価格の割合をもとに算定する価格評価点と、技術評価点を加算した総合評価点が最も高い企業が落札者となります。例えばA社は入札額8,700万円で、価格評価点は13点となります。同様に、B社は入札額8,500万円で、価格評価点が15点。C社は入札額9,500万円で価格評価点が5点となります。それぞれの技術評価点が、A社が6点、B社が2点、C社が8点であったとした場合、価格評価点と技術評価点を加算した結果は、A社が19点、B社が17点、C社が13点となりまして、落札者は最低の価格を入札したB社でも最高の技術点を得たC社でもなく、総合点がすぐれたA社が落札者となります。なお、最低制限価格と予定価格の範囲を超えた入札金額が失格となりますのは、従前の入札と同様であります。

次に、設計額1億円から5億円未満を対象に行います標準型につきまして御説明いたします。標準型では、簡易型より高度な技術提案を期待しますので、技術評価のための配

点を多めに設定しておりまして、15 点満点で評価することといたします。技術提案の評価事項は、簡易型と同様の評価内容の合計点を2分の1にして5点満点とし、それに技術提案の内容につきましては、例えば施設の維持管理費の低減に効果のある工法の提案や、舗装の低騒音化等の性能・機能の向上、通行規制期間の短縮等の環境等、社会的要請への対応などから、いずれか1つの課題を工事内容に応じて指定し、技術提案を求め、その評価を10点満点として加えて、合計15点満点で運用することとしてございます。

標準型の場合の、落札者決定の仕組みにつきまして、予定価格2億円の工事を想定した例で御説明いたします。この方式では、技術評価点を入札価格で割り、高得点となった企業が落札者となります。例えばA社は入札額1億8,500万円で技術評価点が108点、B社は入札額1億8,000万円で技術評価点が104点、C社は入札額1億9,500万円で技術評価点が112点とした場合、それぞれの総合評価点はA社が58.4点、B社が57.8点、C社が57.4点となりまして、落札者は最低の価格を入札したB社でも、最高の技術評価点を得たC社でもなく、総合評価点がすぐれたA社が落札者となります。なお、入札金額は予定価格を超えたものは除外されますし、調査基準価格を下回った場合は、別途低入札価格調査制度に基づき調査を行うこととしておりますのは、従前の入札の制度のとおりでございます。

次に、学識経験者の意見についてでございますが、地方公共団体などが従来からの価格競争による落札者選定を行わずに、今回のように総合評価等で落札者を選定する場合につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、総合評価の実施、落札者決定基準、落札者の決定の各段階におきまして、外部学識経験者2名以上から意見を聞いて判断することとなっております。本県で現在想定しております対象者としていたしましては、大学職員、岩手河川国道事務所の副所長等を予定してございまして、今月中をめどに選定したいと考えております。

以上を踏まえました実施体制を実施順に綴ったものでございます。県土整備部と総務部が連携して取り組むこととし、県土整備部が主に技術提案の評価に関することを所掌して、総務部は入札事務と最終的な請負者選定の事務を担うこととなります。

制度の運用に当たりましては、外部学識経験者を含む県土整備部総合評価判定委員会等の検討組織を設置いたしまして、選定結果が恣意性に流れることなく、透明性、公平性を確保した運用に配慮することとしております。

今まで御説明いたしました制度の流れを概略で整理したフローでございます。総合評価落札方式による発注を行うに当たりましては、まず振興局土木部が技術提案の評価基準を含めた発注計画を策定し、本庁建設技術振興課が学識経験者を交えた総合評価判定委員会の承認を受けてから、具体の発注事務を開始することになります。

入札公表後に、入札参加を希望した企業から受理した技術提案書につきましては、発注した振興局等で採点審査を行い、その結果の妥当性を判定委員会が確認した後に、入札事務担当課に採点結果として通知いたします。

入札事務担当課は、学識経験者の意見を聞いた上で、入札額と技術提案の採点結果を総合

的に評価いたしまして落札者を決定し、工事着手に至ることになります。

この制度は、判定委員会の審査等、通常よりも多くの手続を要する制度であるため、施工伺いが決裁となった後、契約、着工に至るまで通常の発注よりおおむね3週間程度余分に時間が必要となることを想定しておりまして、その期間の短縮が今回の試行での課題の1つと考えてございます。

また、技術評価点の採点につきましては、恣意性を排除する観点から、発注公所の職員3名以上で採点し、さらに県土整備部の判定委員会で内容の妥当性を確認することとしてございます。

以上の取り組みですが、今年度は試行により新しい制度の運用に係わるノウハウを蓄積することといたしまして、来年度以降は試行結果を検証いたしまして、本格実施への移行を目指すこととしてございます。以上で総合評価落札方式の概要についての説明を終えさせていただきます。

○及川幸子委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○新居田弘文委員 今聞かまして、なかなか全部頭に入り切れませんが、いずれ大きい工事、特に1億円以上については今いろいろ説明がありましたように、第三者が評価して、こういう入札制度ということで施工するというところでございますが、入札の公明性とか公正性の観点からいけば、非常に前向きな取り組みだと評価いたしますけれども、問題はきょうの新聞にも載っていますが、県の公共事業が大分減っていると、予算も厳しくなっていますが、それからそれに見合って県の業界も千何社ぐらい減るといようなことで、非常に建設業界にとって厳しい環境の中でございます。

そういう中でこれがスタートしますと、大きい事業についてはそういう大きな技術提案が主体になりますから、その業界の中でも先進的などいいますか、いろいろそういうノウハウを持っている方々が実施する機会が大きくなると思いますが、それはそれでいいにしても、その場合、岩手県内の業者が今までいろいろ頑張ってきたわけですが、受注する機会が今まで以上にさらに厳しくなるのではないかなという思いがいたします。したがって、そのために業界の受注がなければ雇用もその分下がっていくということで、県内の建設産業に少なからずプラス面もありますが、そういう面での心配もあるのですが、その辺はどのようにとらえてお考えなのか、御意見を伺いたいと思います。

○日野技術企画指導担当課長 今御質問がありました県内の業者が不利になるのではないかとこのふうな御意見でございますけれども、この入札制度につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、良好な品質の公共施設を確保する上で、技術の研さん等の面で努力した企業を積極的に評価することを目的の1つとしてございます。

県内の企業においても、工事に必要な技術力を身につける企業も多うございますので、今回の制度の中で、これらの県内企業が不利とならないものとして、考えてございます。

○新居田弘文委員 それであれば一番いいわけですが、でもその辺がなかなか払拭できない部分を皆お持ちだと思います。特に評価、専門家が入って評価するようでございますが、

いずれ数字的な、客観的なものよりは、どちらかといえば、その人の主観といたしますか、それだけの有識者ですから、そんなことはないと思いますが、評価に少なからず影響するのではないかなというような心配をいたします。

さらに、技術のほかに、やっぱり地元の地域のいろんなことを知っているのと知らないのでは大きな違いがございます、工事上でも円滑な事業をするためには、そういうのを十分に配慮されるべきだと思いますが、例えば地元については、配点の中にはありませんけれども、何かそういう配慮があるとか、あるいは大手がとった場合の下請として地元が入りやすいような、何かその辺の考慮もされているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

○日野技術企画指導担当課長 今御質問がありましたけれども、やはり工事につきましては、地場に直接精通している企業さんが施工されるということは望ましいことと考えてございまして、技術提案評価項目に今おっしゃいました地域内拠点の有無ということで、工事箇所由市町村内に主たる営業所を有する場合と、それからあと地場の企業さんはそれぞれ地元で地域貢献等、いろんなボランティア等積極的に行ってもらっているわけですが、そういった地域貢献活動の実績を評価することにしまして、地域精通度等ということで評価することとしてございます。

○新居田弘文委員 大分その辺深まっておりますが、それでもいろいろ心配があります。最終的に工事を立派なものをやっても、終わった後のメンテナンスといたしますか、すぐ地元であればいろんな、その後何かあった際のフォローとか、さまざまあるわけですが、ただ金額と、確かに技術点は先ほど説明がありましたように、いいものをつくってもらうというのは当然でございますが、その後のことも考えますと、今回は試行といいながらも、これは定着すると前に進むということになると思いますので、慎重に地元の建設業界の意向等、あるいはその辺のことも踏まえながら検討してほしいなというような思いをしております。

○西畑県土整備部長 従来からも県内企業でできる工事は県内企業に直接発注する。それから下請工事につきましても、県内でできるものについては県内の企業を使っただくようお願い、要請してございます。それから、工事に使う材料にいたしましても、県内企業から調達できるものは県内企業から調達するというような基本方針は変わってございません。その範囲の中で、今までは価格だけであったものについて、価格に技術力を評価して、その評価は工事を担当する振興局の職員がまず評価しまして、それを学識経験者の意見も聞いて加味するというところでございますので、入札契約の方式としては、新たに技術力は加わってございますけれども、県内企業、地元企業を優先的にやるという方針は全く変わってございませんので、御了解いただければと思っております。以上でございます。

○及川幸子委員長 よろしいですか。

○柳村岩見委員 1つの流れを一通り整理してみますと、もともと入札、落札、あるいは指名業者を決める、あるいはまた入札、落札、施工。当然ながら、技術力のすぐれた企業を優先するとか、技術力のしっかりあるところに受注してもらうとか、それは当然昔からあった

わけです。今、殊さら改めて語られる話ではなくて。ところが、県の皆さんが入札過程においてなかなかそれを発揮することはできない、その入札過程、受注、施工の間の中に、それをはっきり確保することができない、こういう悩みがあるのだらうと思います。

日本で最後まで岩手県は価格申告制度がありました。1つの物件入札に対して、40社も50社も70社も応札したと、こういう事態は今はないわけですから、18社、20社、その会社の技術力を指名するときにです。それを本当は把握しているべきであると。ところが、鮮明なる技術力を把握する方法がない。経営事項審査、これにおいても、本来は技術力を把握する一つの視点はあったはずです。ところが、その中に鮮明なる技術力を見出すことは県の皆さんもできない、現実問題として。という悩みがあったのだらうと思います。その障害を乗り越える制度としては、非常に評価ができますけれども、やはり今までそういうことが当たり前であったことができなかつた。県が発注しようとする業者の技術力を把握するという、あるいは数字というものなのか、あるいは数字ではない総合的なものなのかは別としても、ちゃんと把握すべきであって、把握された人に指名をするのであって、その人に落札をして施工してもらうのであったのです。それができなかつた。だからこういう制度になっていく。それは、国の法律の改正も伴っておりますけれども、そこをきちっと反省しておかないと、新しい制度をつくっても、結局そこに魂が入っていかない。ちゃんと施工できる人に、価格ではない問題も含めて、本当は発注していかなければならぬのです。現実はそのような例がたくさんちまたではうわさになっても、県の皆さんは知らない。知っていても、それは制度としてそこに、卓上のところに議論として上げることができない風聞であるという問題については、なかなかそれは難しかったという壁があった。これからはそれがはっきりできるという一歩前に進んだという形はできると思います。

経営事項審査というもの、それは落札者を決めるものではない制度であります。それは許可する、あるいは更新するという意味でありますから。ところが、そこには技術力を評価する方法があったはずという今までの流れの反省をちょっとかいつまんで御答弁いただけませんか。それがないと、新しい制度を始めても何の意味もないのです。もともと技術力のある企業を育成するとか、低価格で高品質な商品を提供してもらおうとか、施工してもらうのは当たり前の話だったわけですから。いかがですか。

○西畑県土整備部長 入札方式の変遷は、今委員の方から御説明いただきました。岩手県でも従来指名競争入札から一般競争入札の方にどんどん移行してきております。そういう中で、先ほど委員お触れになられましたが、経営事項審査の事項の中にも、技術力という項目もございます。それを点数化して各企業に何点という点数もございます。そういう入札方式の変更の中で、ともすれば低価格入札等が発生してきておるといのもまた現実でございます。

その中で、発注者の責任として、きちんといいものをつくっていただける企業に工事をさせていただくというものも、発注者として大きな責任だらうと思っております。その1つの方法としまして、従来の価格のみの競争に、まだ試行でございますけれども、施工計画を出し

ていただいたり、あるいは工事を担当される方の経歴とか、実績だとかを出していただくということによりまして技術力を判断させていただく。それを加味した入札方式で、トータルとしていいものが安い価格でできるということを目指したものでございます。

○柳村岩見委員 それで答弁は結構だと思います。これから試行していくわけでありまして。その過程において、業界に対する周知徹底というふうなものもあると思います。岩手県建設業協会に説明すればいいという話では済まされない話であります。必ずしもその岩手県建設業協会会員だけが岩手県の発注工事を施工するとは限らないわけでありまして、そのへんの啓蒙の方法というものを御説明をいただきたいと、このように思います。

それから、こういう制度というものを新しく導入していくときに、なぜという受注者もあったと、私は思います。技術力で非常に問題があると聞いている。あつてはならないミス、認定ではない生コンクリートを使うとか、そこまで県工事に、あるいはまた市町村工事にあったわけです。それを先ほど申し上げたとおり、県の皆さんはデスクで仕事をしておりますから、なかなかそれがわからない。たとえ風聞するにわかったとしても、制度として、形としては議論を大いに乗せていくことができないというジレンマの中であったと思いますので、やはり工事が少なくなっておりますから、当然ながら競争というものも激しくなっている。その中で起きている現象の解消、あるいは高品質な商品を低価格でつくっていくという、そのことなども含めて、こういう機会に、やはり当たり前前にきちんと努力する、技術力を持って誠心誠意施工する、そういう業者が報われていくような形になるようにしていただきたいと、このように思います。

啓蒙方法は必要だと思いますので、そこだけ御答弁願います。

○日野技術企画指導担当課長 建設業界の啓蒙という御意見でございますけれども、岩手県建設産業団体連合会さんにつきましては、総合評価落札方式を試行するという文書を通知してございます。また、今月、来週 28 日ですけれども、県産連と懇談会を持ちまして、総務部と連携して直接説明に伺うことにしてございます。

また、来月、連休明け以降につきましては、同じく総務部と連携して県内各地、建設業協会の支部を回りまして、制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。また、県のホームページに、県土整備部でも、入札担当部でもそれぞれホームページに、公表の内容を含めまして掲載することとしておりますので、御理解いただければと思います。

○伊沢昌弘委員 新しい方式で、いろんな技術革新を含めて入札にくみするというところで、大変いいものだというふうに私は理解します。

若干教えてほしいのですが、6 ページに業務フロー図があるのですが、学識経験者を交えた総合評価判定委員会、上の方に委員会の構成もあります。6 ページの部分でいけば、これまでは評価委員会のようなものはなかったと思うのですが、発注計画を立てて施工伺いから入札をして判定をするという部分がなかったと思うのですが、この学識経験者を交えた判定委員会を除いた、右側を除いた部分で、これまでにやっていたのと、いわば土木部と入札担当課のところの変えた部分があるのかというのをひとつ教えてください。

それから、3週間延びるという理由が、100件ほど試行だというのですけれども、これは評価委員会はすべて発注計画が出たときに、この委員会にかけて一定程度の審査とか、どういう形でやるのかというのを全部組み立てた上で、施工伺いをつくって入札審査会に行くというふうに考えているのか、100件程度ということですが、これは試行ですけれども、試行で100件、1億円以下の部分についてやるのかやらないかも含めて、その辺教えてください。

それから、最終的には採点案作成というのが6ページの、これ紫色の部分と言った方がいいのですか、契約・工事着手の1つ上に、採点案作成を土木部の方でつくって判定委員会に提案すると、こうなっているのですが、基準の中で、3ページ、4ページあたりに評価点等々を含めて出てくるのですが、これが現下の日進月歩の中の技術評価点等々いろいろあると思うのですが、同じような形で来れば、これは同じ点数になると思うのですよね、技術的に。秀でたもので一歩先に出たと。しかし、それを本当に技術として確認をされているのかも含めて判定をするのは、私は非常に難しいのではないかなと思うのです。汎用でずっと経験があって、実績があるものであれば、一定程度の中でできるのですけれども、全く新たなものが出ましたと。そのときに証拠となるような実験データとかいろんな部分を申し込んでくると、これは点数が高くなると思うのですが、残念ながらここまでの部分、先ほど来お話をされている県内業者の皆さんが、他県の皆さんと競合してやれるかという、心もとない部分もないわけではないと思うのです。

そういったところを含めて、見抜けるというか、新たな技術を見抜けて本当にいいのかという部分が、どのような形で、採点、評価をするときに可能になるのか、その辺のところをちょっと教えていただきたい。

○日野技術企画指導担当課長 今3点ほど質問がございました。6ページ目の先ほど御説明いたしました業務フロー図の中で、今までと違う点はどこかという質問でございました。学識経験者を交えた総合評価判定委員会で違うところといいますのは、3点ほどございまして、入札審査会で指名業者なり、資格ある業者に指名します。それは、今までと同じでございまして、今後違いますのは、入札指名あった業者からは、これからは入札書と工事費内訳書、これは封に入れて通知していただきます。それは従前どおりです。それに技術提案書を一緒に提出していただくということが今までと違った点でございまして。

それから、2つ目には、それを先ほど来申しましたけれども、判定委員会で判定した評価点について、学識経験者に御意見をお伺いするということが、違うところが2つ目でございます。

3つ目には、それら先ほどの入札書を技術評価点が決まった時点で入札書を配布、開札いたしまして、それと技術点を合わせた総合点で評価して落札者を決定すると。この3点が従前の入札方式と違う点でございまして。

2点目でございますが、発注計画につきましては、先ほど御説明申し上げましたけれども、年度当初に建設技術振興課から各振興局土木部に、その当該年度の試行計画を提出させま

す。その際には、簡易型でやるのか、それとも技術程度の内容に応じて標準型にやるのか、そのすみ分けと、それから技術提案の項目、先ほど申しましたけれども、すべての技術ではなくて、工事の技術の内容に応じまして求める技術提案を発注者が選択しまして、それを入札希望者にお示しすると。この業務につきましては、例えば標準型でいえば性能規定ということ、性能の向上が規定できるということで、例えばアスファルト舗装でそういった低騒音化ができるような、そういった施工方法等と、若しくは材料と、そういったことを規定して業者さんに、企業さんにそういった技術提案を求める。そういったことを年度当初に、すべての件数につきまして判定委員会で、そのすみ分けの内容、それから技術提案の内容が正しいかどうか、それらを県、学識経験者、それぞれの専門分野の方に御審議いただいて決定し、それに基づいて各振興局が施工伺いから始まりまして、入札執行に当たるということでございます。

それから、3点目の、新たな技術提案の審査の内容につきましては、私どもも正直申しまして、業者に技術提案を求めると同時に、私ども発注者に対しても、その技術の内容を正しく審査するという目が求められていることは理解しておりまして、当然そのことについても私どもスキルアップを図ってまいりますけれども、技術提案につきましては、それぞれの専門分野の方がおりますので、その方々からの意見をお聞きして、その工事の内容、技術内容等を勘案しながら判定していきたいなというふうに考えております。

○西畑県土整備部長 ちょっと補足させていただきたいと思います。

今の技術評価事項というのを、この3ページのところをちょっと見ていただきたいと思いますが、5,000万円から1億円については、出していただく技術評価というのは、簡易な施工計画、これが3点です。企業の施工能力、これは実質的だと、そういうことです。それから配置予定者の技術者の施工実績、こういったものですね。それから、先ほど新居田委員からありましたように、地域の企業であるかどうか、あるいは地域でいろんな災害活動、貢献されているか。こういったものを簡易型では求めるものでございまして、そんなに新技術、新工法を求めるわけではございませんで、きちっと与えられた仕事をやっていただけるといふところの観点から提案いただいて、それを見させていただくということでございます。

それから、標準型の方、次の4ページのところにございまして、今申し上げました10点満点のところを半分にして5点満点にして、さらに1億円から5億円については、例えばその工事が町の真ん中であって、住宅が近くて振動、騒音で非常に迷惑をかけるとなれば、振動、騒音をどれくらい低減できますかというような技術提案を求めたり、あるいは道路で通行止めをしなればいけないというようなときに、その期間を何日間ぐらい短くできますか、そういったような提案を求めるものでございまして、特に新技術とか新工法を新たに求めるというものではございませんで、こちらで意図しております工事がきちっとやっていただけるかどうかというところを確認させていただくというのが技術の項目です。ちょっと補足で申し訳ございません。

○伊沢昌弘委員 6 ページでちょっと。この流れで発注計画、年度当初に全部やるということなのですが、これは標準型に限ることなのか、簡易型も含めてなのか、要するにマクロ的に1つ1つの評価点みたいなものを全部つくるといったことなののでしょうか。100件、まとめれば50件とか30件というのが出てきたときに、本当にこの評価委員会で、すべての部分の内容のところを含めた審査とか承認のいろんな基準みたいなものが可能なかというのが心配なのです。それと最終的には、その採点案をつくって、判定委員会のところで札と一緒に最後にあけて、合体をして点数を出すと、こういうことなのでしょうけれども。そのところをひとつ教えてください。

それから、今部長さんの方からは、そんなに難しいものではないよというふうになれば、何でこんなのをやるのというふうに逆に疑問が出てくるのですけれども、要するに今までお金だけで、入札でぼんと何万円ということやってきたものに、技術の提案型ということが出てきた。その辺やっぱり差が出てくると思うのです。そのところに技術が加味されてくることも想定される。その時点で評価ができなかったというのは、後で点数がつくのは、この県の方の特権事項だと思いますけれども、それが本当に加味されて公正な判断基準になるための手だてというの、あらかじめ専門家の御意見を聞くということでしたけれども、その辺のところを改めてちょっと教えてください。

○日野技術企画指導担当課長 1点目ですけれども、年度当初、先ほども御説明しましたように、今年度は試行ということで、大体1振興局10件程度で100件程度ということですが、その100件につきまして、それぞれ先ほど申しましたように、簡易型、標準型それぞれすみ分けしていただくということになります。簡易型、標準型につきましては、先ほど部長が言いましたように、簡易型については工事の、企業の施工実績とか、それから配置技術者の能力とか、そういったものを定量的に判断していきたいというふうに考えてございます。

標準型につきましては、技術的余地が比較的あるということで、ちょっと話がずれますけれども、直轄工事では、ガイドラインでは簡易型と標準型と高度技術提案型と3つを想定しております。高度技術提案型というのは、比較的工事が大規模で技術提案がかなり大きいということで、想像するには恐らくダムとかトンネルとか、大規模な橋梁とか、そういったものだろうと思います。今年度は、そういうことで、当面試行ということで、簡易型と標準型ということすみ分けしていただいて、標準型については選択項目というのがございまして、選択項目の中から、その工事にふさわしい技術提案を発注者が指定すると。それらを決める、年度当初に、その配点の内容について、そういうことで御理解いただきたいと思いません。

○及川幸子委員長 いいでしょうか。

○伊沢昌弘委員 いいです。

○関根敏伸委員 よくのみ込めない部分がいっぱいありますので、基本的なところを何点か確認させていただきたいと思っております。

学識経験者の存在というのは、3段階にわたって、この方々から意見を求めるということで、かなりウェイトが高くなるのかなというふうに思うのですが、この学識経験者の方々の意見というのは、意見を聞くというのは、聞いた形なのか、この方々の承認を得ることが3段階、それぞれ必要になってくるのかどうか。意見聴取という意味を具体的にもう少し教えていただきたいと思っております。また、対象となる学識経験者、先ほど大学職員、それから直轄事務所、具体名が上がっておりますけれども、これらは地元をよく理解した方ということなのか、それとも技術的な部分を重点的に学識経験者を選定されようとしているのか、その辺の基準につきましてちょっと教えていただきたいというふうに思っております。

それと、標準型の配点のことがよくわからないのですが、簡易型は、技術評価事項の各点の10点満点に対する配分は、これは固定したものだというふうに理解はしているのですが、そうなのかどうかということと、これが標準型に移っていったときの企業の施工能力5点というのは、簡易型の10点を半減させたものというふうに先ほど理解しましたが、その他の10点の部分の取り扱い、一つの選択を求めてという部分、理解がよくできないものですから、その辺の基本的なところをちょっとまた教えていただきたいと思います。

○日野技術企画指導担当課長 1点目は、判定委員会の意見の聴取について、どういうことを言っているのかということでございますが、判定委員会の意見聴取の内容につきましては、1つには先ほど申しましたように、対象工事、私どもで選んだ工事が総合評価方式に適するかどうかという選定の適否を1点目に伺います。それから、技術提案項目及び配点設定の的確性、それから、技術提案の評価結果の妥当性の確認ということで、大きくこの3点を予定してございます。

それから、学識経験者の方をどういうところから選定するかということですが、基本的には、今私どもが考えていますのは、先ほど大学もしくは岩手河川国道事務所の所長さんというようなお話でしたけれども、岩手大学の土木工学のそれぞれの分野の専門の担当の先生とか、それからあと財団法人の公共事業の支援団体、財団法人の中立的な立場にあるところからの有識者を選んで、やっぱり地元に通じた方々を選定したいというふうに考えてございます。

それから、先ほど学識経験者からの意見について、どのふうに取り扱うかということをお話し忘れておりました。地方自治法に基づき、意見を聞くということは義務づけられておまして、先ほど3つのことをお聞きすると申しました。そして、工事発注にかかる責任は、基本的には発注者の判断に任されておまして、学識経験者の意見についても、その内容を十分に尊重しつつ、最終的には発注者の判断で決定するものというふうに考えてございます。

それから、3点目の標準型の算定方式でございますけれども、先ほど委員おっしゃったように、標準型の最初の技術点は2項目に分かれておまして、簡単な施工計画とか、それから業者さんの施工実績、それから先ほど地域貢献度と言いましたけれども、それらを簡易型では10点としますけれども、その10点については、標準型においては2分の1にして

5点満点にするというふうに考えてございます。そして、もう一方の技術提案につきましては、総合的なコストの縮減や工事目的物の性能、機能の向上等、そういったところから発注者が選定いたしまして、その項目につきまして配点を10点として、トータルとして15点としてございます。

○関根敏伸委員 そうしますと、ちょっと確認ですが、標準型の場合は15点のうちの10点につきましては、工事ごとに、どの技術提案を受け付けるか変えてくるということになるわけですね。工事ごとに、これが総合的なコストを重要視したことであったり、性能、機能を目指したものであったりとか、個々に変わってくるということですね。最終的には学識経験者の意見を尊重はするが、発注者が最終的には決定をするということになると思います。

それでは、私は技術的なことはちょっとわからないのですが、この入札、落札制度の目的は、先ほど来から触れられておるとおりでございますが、先ほど各委員からもこういった公共事業等になっている環境下での公共事業の持つ意味合いというのが非常にやはり地域振興でありますとか、地元さまざまな工事の品質以上のものというのが期待されるものが今後ますます増えてくるというふうに私も考えるわけでございます。そういった中で、簡易型より標準型の方が工事の金額が大きくなるわけでございますが、そういった意味合いからは、地域に及ぼす影響が非常に大きくなるわけですが、逆に標準型でありますと、地域貢献度は配点区分がどんどん縮小されていくということになりかねないわけです。これを見ますと、単純に、配点が半分になってくるわけですし、さらに15点の中でその比率がさらに小さくなっているわけですから。

そういった中で、先ほど部長さんからは地元優先という根本的な考え方には変わりはないというふうな趣旨の答弁をいただいておりますが、そういった観点から、標準型と簡易型においての地域貢献度のいわゆる配点区分がかなり大きく変わってくるということに関してはどのようにとらえたらいいのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○西畑県土整備部長 委員御指摘のとおり、簡易型はむしろ地域貢献とかそちらにウエートがでございます。大きな工事になると、それなりの技術力が必要だということで、むしろ5億円以下につきましては、技術力の方にウエートがあるかもわかりません。しかし、どういう地域の方々に入札に参加していただけますかというところにつきましては、今までと変わりはございませんので、東京から大手が入ってくるというわけではございませんので、それは従来とは変わりはないわけでございます。

地域貢献のあり方が低いのではないかどうかにつきましては、1年間試行させていただいて、その結果を検証して、本当にこの配点でいいのかどうかということにつきましても検証をして、次年度にまた直すところは直していきたいというふうに考えております。

○関根敏伸委員 わかりました。そのような形でひとつ取り扱いはお願いをしたいと思っておりますが、最後に総務部との連携、新しい方式でありますので、県土整備部の今の部長さん初め皆様方のお考えと総務部のお考えが完全な形で連携がとれて一致されたものとして運用していただきたい。その上で、いろんな地域貢献も含めて総合的な判断から1年後

に再度きちっとした形で県土整備部と総務部が連携をとって、制度そのものの方向性をきちんと見据えていただきたいと思います。その総務部との連携の状況につきましてお聞かせをいただきたいと思いますというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○西畑県土整備部長 この入札方式を導入するに当たりまして、当然総務部と十分打ち合わせをした結果でございますし、実際にこれを運営していく、運用していく中にあるのは、県土整備部と総務部、一緒になってやっていかなければ進まないわけでございますので、今後とも連携を密にとって、うまくいくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○関根敏伸委員 わかりました。最後になります。これはこの落札方式は、東北あるいは全国的にも先行して進んでいる地域がたしかあったと思っておりますが、県でこれをじっくりとして今年度からということになった背景には、各地域において、現状この制度はつくったけれども、ほとんどの地域においては、いわゆる価格の低いところが最終的に受注している現状があると。ですから、この総合型を入れる際には、本当に総合型の本来の目的を果たせるために時間をかけて検討しているという答弁を一時いただいたことがあったわけですが、他県、例えば東北との状況等に比べて、この岩手県型がどのような形になっているのか、100件のこの試行の中でどういった程度、価格によらない部分の受注が見込めるのか、この辺の見通しにつきまして、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○西畑県土整備部長 この総合評価落札方式、国土交通省の直轄事業では、かなり適用されてございまして、技術評価点につきましても10点から30点の幅がございまして。例えば東北地方整備局では10点という形で平成17年度は運用されてございまして。具体には、東北地方整備局で昨年度二百数十件の工事がこれでやられたというふうに聞いております。そこで最低価格を入札された方以外の方、例えば2番目の方3番目の方という方が落札されたのは3件だというふうに聞いてございまして。全国でも、私が知っている限りでは数十件だと思っております。東北6県の中では、秋田、山形、青森なんかで先行して進められてございまして。それにつきましても、数件から10件程度くらいかなと思っておりますけれども、流れといたしましては、東北地方整備局としては、今年度は全工事でこれを適用するというふうに聞いてございまして。

岩手県の中でどう工夫したのかという委員の御質問だと思うのですが、東北整備局10点のところを15点にしたというところで、ちょっと技術力の方に、標準型ではウェートを置いたというところでございまして。ただし、岩手県の場合に、1億円から5億円までの工事がどれくらいあるかという部分もございまして、件数的には簡易型が多いのではないかなというふうに理解しております。以上でございまして。

○及川幸子委員長 よろしいですか。

○関根敏伸委員 はい。

○及川幸子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○伊沢昌弘委員 4ページと5ページの簡易型と標準型で、価格評価点と、それから技術評

価点、高くしたのだということのようですけれども、計算式が $100 \times (1 - \text{入札率}) + \text{技術評価点}$ と、 $(\text{技術点} + 100) \div \text{入札価格}$ 、これは法律か何かで決まっているのですか。これでのどのような差が出るのか。この例示で計算しても、計算した場合、入札価格で割ると、それから入札率をひっくり返して 13 点を簡易型でつけているのかを、ちょっと理由がわからないのですけれども。これをこういう計算式にすることが技術点を評価するということになる、同じ方式ではだめなのですか。

○日野技術企画指導担当課長 やはり簡易型は 5,000 万円から 1 億円ということで、技術的、いわゆるそういう意味での新技術とかそういうことではないのですけれども、技術提案の余地の少ないものということで試行してございまして、その場合に、技術点につきましては、先ほど来申しましたように、簡易な施工計画とか、それから施工実績とか、そういったものを評価することとしてございまして、標準型につきましては、加算方式ということで、これは国のガイドラインは、基本的には標準方式の除算方式で統一してございまして、加算方式につきましては、県の実施状況等を参考にしながら、今回こういうふうな両方の方式で、加算方式と除算方式ですということにしたところです。

○西畑県土整備部長 ちょっと補足させていただきます。

計算式 2 つございます。4 ページの上の方が 5,000 万円から 1 億円についてはこの加算方式、これはいわゆる長野県方式でございます。それから、5 ページの上の方が除算方式、これはいわゆる国土交通省方式でございます。試行でございますので、この両方式を試行させていただいて、点数の幅も含めて検証させていただきたいということで、2 つの方法をやらせていただきたいということでございます。

○高橋雪文委員 私は確認です。2 点ですが、1 つは、総合評価落札方式で、最低入札価格、当然設定するのだと思うのですけれども、設定するのকাশないのか。もしこの標準型で考えてみると、入札価格、少しほかよりも落としてしまえば、容易に入りやすいのではないのかなというふうに思います。そこをお聞かせください。

もう一つは、県の今までの総務部の方に移管している入札方式だと、我々の県土整備部の意見を十二分に反映されないままの入札になっている。だからこそ県土整備部としての意思をしっかりとその入札の中に入れるために、こういう試みをしているのだと思いますけれども、その辺についての考え方をお知らせいただきたいと思います。

○日野技術企画指導担当課長 2 点ほど質問がございました。

1 点目は、最低制限価格を設定するののかという御質問でございました。5,000 万円から 1 億円未満につきましては受注希望型ということで、指名競争入札でございますので、これについては最低制限価格を設定いたします。1 億円以上 5 億円未満については、条件つき一般競争入札でございますので、調査基準価格を設けまして、先ほど説明申し上げました調査基準価格を下回ったものについては別途低入札価格調査をするということでございます。

2 点目につきましては・・・。

○及川幸子委員長 部長からですか。

○西畑県土整備部長 今までの入札方式、国も県も同じでございますけれども、価格のみによる入札方式でございます。国は会計法の定めがございます、それから県は地方自治法の定めがございます。最低札を入れたところが入札というところでございますが、この新しい法律によりまして、価格のみでなくて、価格と品質がすぐれた調達ができるという方式になりまして、そういう意味で技術力を評価すると。地方自治法も若干修正していただいております、その部分で学識経験者の意見を聞くという部分も出てきたわけでございます。

そういうことで、県土整備部といたしましては、発注者責任というところで、きちっと施工能力がある、きちっとした技術を持っておられる企業の方々が活躍できるような場をつくっていく1つの手段になるのではなかろうかなと思っておりますので、その辺を試行しながら確認してまいりたいというふうに思っております。

○高橋雪文委員 今の部長の答弁なのですが、冒頭お話をされたのは、できるだけ県内業者に恩恵がこうむるようにやっていきたいと、それが県土整備部の意思であるという明確な答えがあったわけでございます。それに付随した形でこの総合評価落札方式というのを考えていったのかなと私自身が思ったのです。例えば地域貢献の場合は、1点ということでありましてけれども、1かゼロか。では、1の基準というのは何なのかと考えていくと、非常にあいまいだし、差は本当にでるのだろうかという思いも実はあるのです。

そうすると、例えば県外業者でも、花壇整備を少し公園でやりました、それも地域貢献になるわけですから、この基準は非常にあいまいだし、幾らでもその他県の業者さんにこの基準を満たすような、こんなのはどんどん、どんどん低減できるだろうと僕なんかは思うのですけれども、そのあたり、最初の県内業者の救済のために、県土整備部が意思を持ってこれに臨むというものなのか、そうでないのか、その辺を確認したいです。

○西畑県土整備部長 先ほど申し上げましたように、県内の企業でできるものは県内の企業に、下請で県内の企業ができるものは県内の企業に、元請の方をお願いする。資材も同じでございます。その中で、県内企業の中で技術のすぐれたところは施工していただけたという一つの競争の、お金だけの競争ではなくて、技術の方の競争も加味したというところがございます。

○阿部敏雄委員 部長と今高橋委員が話した地元業者という点です。やはり我々は地域から選出されてきているわけです。そしたら一番の使命は、いかにして県内業者、地元業者に恩恵を施されることを望んでいるわけなのです。しかし、今までずっと見ていても、口先では言うのです、地元業者優先とか、貢献しなければならない、それから資材も地元から調達すると。実際は県の方々はそれを確認していますかね。実際は違う点があるのです。高橋委員が言ったように、地域貢献というのとは一番大事だと思うのです。災害があったとなったら、本当に地元業者は寝ないで作業しているのです。

ですから、大手は、それはもう確かに技術力がある、それだけでやったら、とる人は同じ業者がとるような状態になるのではないですか。そのところをきちっとやはり従業員を抱えて、そしてやっている企業なので、1社が何回もとるような状態になる可能性も

私はなきにしもあらずだと思います。技術力とかになると、企業も力のあるところがそういう技術者を抱えておって、そしてその業者が次もとる、次もとるといって、あとは下請に発注する、悪いことではないけれども、だけれども、地域の中では従業員を抱えて、そしてやっていますので、ぜひ部長さん、そこだけはきちんと、各振興局にもやって、地域が少ない、前みたいに1兆円とか幾らの予算だってやれば、それはもう次から次へと仕事があった時代もあったのですけれども、けさの新聞を見ると、もう淘汰される、合併しなければならぬというような指導もやって、きょう新聞を見て働いている人たちは、幹部なんかは本当にはっと思っていると思います。自分の会社がこれでもつのかなというような、そういう不安を示さないような指導もしていかなければだめだと思います。

ですので、部長さん、もう一度徹底した、あなたは2年、3年終われば、もう東京の方に帰るのですから、本当に岩手は岩手をつくらなければならないのです。今こそ知事の、夢県土岩手をつくるという方針にのっとって、地元の業者が本当に潤うように、そして岩手県の県民の所得が上がるような、ぜひその指導をトップリーダーとしてお願いしたいと思います。その腹構えを聞きたいと思います。

○西畑県土整備部長 何度も申し上げておりますけれども、県内でできる仕事は県内の企業に直接発注すると。それから、下請についても、元請の方に、県内でできる仕事については県内企業を使っていただくように要請してございます。それから、材料につきましても要請してございます。

ちゃんとかかんでいるのかということですが、まず発注の方でございまして、平成17年度、件数でいきますと、県内が92.4%の比率でございまして、金額でいきますとちょっと落ちるのですけれども、86.6%。過去から見ましても、県内の比率は上がってきておるといふふうに認識してございます。

それから、下請、それから材料につきましては、今、平成17年を調査中でございまして、平成16年度の状況を見ましても、いずれも9割近く、サンプル調査でございまして、使っていただいておりますので、基本的には県内でできることは県内という方針でございまして。

○新居田弘文委員 すみません、追加で。簡易型あるいは標準型、どちらもなのですが、いわゆる入札する前の、落札者を決める段階でのいろんな提案というものの評価するわけなのですが、問題は実際施工が終わって完成したと、その時点でどう評価されたのか、それは結構大きなポイントになると思うのです。ですから、実施するまではこういう計画で来たけれども、最終的に完成検査してみたら、当初の評価に値するかどうかというような検証も十分必要ではないかなと思います。その辺についてのお考えをお示ししたいと思います。

それから、標準型の例で①から③までありましたけれども、例えば性能、機能の向上ということで、舗装の騒音低減とかいろいろありますが、本来これらについては、発注者側が設計の中で、何々舗装でやるというようなことで示すものではないのかなと思うのですが、あ

る程度これは受注者側に遂行方法とか、あるいは部材その他についても任せるといような考え方でこういう一例を挙げたのでしょうか。普通発注する際は、歩掛かりから数字からいろんな内容全部固まったものを、目指すものを示して入札させるはずだと思うのですが、この辺についての考え方をお聞かせいただきたい。

○日野技術企画指導担当課長 1点目の工事成績評点の件でございますけれども、当然落札者には技術提案どおりのことが、実際の施工現場でそのとおりなされているかどうか、監督員はチェックしますし、もしそういったことが技術提案どおりなされていない場合は、文書による指導等を行うこととしておりまして、そういった場合には、工事成績評定システムで、文書等による指導を受けたときにはマイナス2点ということを加えておりまして、そういったことで工事成績評定に、そういった場合には加味されるというふうに考えております。

それから、性能、機能の向上ということで、アスファルト舗装の例を挙げましたけれども、例えば通常私ども仕様規定といたしまして、こういったアスファルトを使いなさいということで表示しますけれども、例えば景観性をもう少し上げるとか、もしくは表層剥離の抵抗性を増すということで、そういったライフサイクルコストに見合う形で、例えばアスファルト、歴青材等との骨材をつなぐ、そういったバインダーと私どもは言っているのですが、そのバインダーの混入具合を少し変えればこういった程度に品質が上がりますよとか、そういった提案、そういったことによって最終的にはライフサイクルコストの向上につながっていくと。そういうことで、例えばということで先ほどアスファルト舗装の話をしていただきました。

○工藤勝子委員 私は業者ではないからよくわからないので、簡単な質問で大変申しわけないのですが、例えばこういうふうに総合評価落札方式になって、業者さんが一番頭を抱えることというのはどういうことなのでしょう。この品確法が施行になりまして、また県でもこういう総合評価落札方式になって、いろいろ各地域を回って、振興局の単位かもしれないけれども、御説明をして歩くわけですが、その中で業者さんは、これが一番業者として、小さい業者さんになるかもしれないけれども、大変だなと思うことをどうとらえているのか、わかりましたら。そういうことをとらえないで、こういうを出しているのか、業者さん側の立場にも立って、こういう方式を出しているのというようなことも若干聞いてみたいと思います。お願いします。

○西畑県土整備部長 企業の立場に立ちますと、今までなかった技術提案書、例えば施工計画、どういう手順でこの工事をどうやっていくか、あるいは安全管理はどうやっていくか、こういった部分をあらかじめ示すというところで、まず頭を悩まされると思います。それプラス価格を幾らで入れるか、この2点になると思います。

それから、価格自体は今までと変わりませんが、技術提案書をどういう形で発注者側はわかってもらえるようにうまく書くかとか、その辺の工事の段取りだとか、そういった部分に頭を悩まされるのではないかと思います。そこがまた企業の技術力を発揮していた

だけの場でもあると思っております。

○及川幸子委員長 どうですか、今の答弁で。納得しなければ挙手してどうぞ。

○工藤勝子委員 わかりました。そうすると、やはりその業者さんできちっとそういう技術提案等を作文に適宜書くのとか、きちっと書くのもあるだろうと思うのですけれども、そういうマニュアルがあって書くのを自分たちの目でとか自分たちがきちっと、例えばさっき言った安全性だとか技術性であるとかというようなことが、マニュアルみたいなものがあるのか、そうではなくて自分たちの会社として書くのか、その辺はわかりませんが、きちんと会社の中でそういう文書作成ができる人を雇用するというのですか、していなければ、将来的になかなか落札ができないというようなことになることになるのですね。

○西畑県土整備部長 ちょっと私の説明が足りなかったかもわかりませんが、従来も受注すると、そこで施工計画を立てて、この人を現場代理人に指定して、こういう手順でこうやっていきますというのをつくられるわけです。それを入札時の段階で出していただくということでございますので、そんなに難しいことではないというふうに理解しております。

○及川幸子委員長 よろしいですか。ほかにないですね。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部における総合評価落札方式の試行についての調査を終了いたします。

この際、ほかに何かありませんか。

○菊池勲委員 新しい部長さんにお尋ねしたいのですけれども、私の地域だけでなく、恐らく県下にも何カ所かあると思うのだけれども、これは総合評価方式の入札なのだけれども、私は事業評価方式に少々疑問があるのですよね。

例えばある場所をどうしても改良してほしいのだけれども、新規採択は財政が厳しいから難しいというのは承知はしているのだが、評価点数も、陳情の中で80点以上でなければ新規採択の見通しはまず不可能だという情報を私はキャッチしているのだけれども、そのとき私はこんな話をしました。例えば我々県議会議員が五十一名の定数があるわけなのだけれども、地元の要請があつて、議員がそこに政治家としての働いている点数は、その事業評価の中には一点も入っていない、入れないと。地元の要請の気持ち、例えば陳情したとかしても、それも評価点数には入らないわけだから、事業評価の点数に入らないということになれば、さまざまなルールがあつて、出てくる数字が、合計の数字が入っているのであれば、新規採択可能であるけれども、それも財政が厳しいから3月になればどれか1カ所か2カ所しかとれないだろうという話が、私が調べたらそんな話になっておったのだけれども、例えばこの県土の広いところで、人がいっぱい住んでいるところなら評価として上がるわけだな。それ使えば効果が上がるから、当然80、90になるわけだけれども、人も住まない過疎地の公共の事業に対しては、評価率は全然上がらないのだよな。

財政のいいときはやってもらってきたのだ、我々は。今度ここに来て、評価で80ないから新規採択は不可能だと。そして、今やっている仕事だって、完成してから新規採択だとなれば、もう見通しが見つからないという話になっているのだけれども、こんなばかな、政治家はやってられないと、私もはっきり申し上げて。私も16年になるのだけれども、こんなばかなことをやっていて、果たして有権者に、地元を示しがつくのかということなのだ。ここを一つ私は疑問に思わずずっと来たのだけれども、新しい部長になったから、就任早々からまず提案を試みたのだけれども、どうなのでしょう。

○西畑県土整備部長 予算が非常に削減されている中で、新規採択が少なくなってきておるといのは、本当に心苦しいというふうに思っています。一方で、今、委員から指摘がございましたように、公共事業評価は点数で評価してございます。その中で、それぞれの、例えば道路工事なら道路工事、河川工事なら河川工事、それぞれの評価の点数は入れてございます。すべての項目の中で熟度という項目がございまして、地域の状況が非常に賛成なのかどうか、そういう項目もございまして。それから、過疎の部分が不利になるのではないかと、そういう部分については、逆にそこが過疎法の指定になっているとか、山村法の指定になっているとか、そういった部分も拾えるような項目にはなっております。ただ、全体が非常に新規採択少なくなってきてございますので、なかなか御要望に沿えない点はあるかと思っておりますけれども、そういった部分も加味した評価点数だというふうに御理解いただければありがたいと思っております。

○菊池勲委員 いい答弁だよな。そうすると、なかなかあと質問できなくなるんだよな。

ところが、部長さん、これ道路ですから、私が質問しようとしているのは道路、恐らく県下にはいっぱいあるのだと思うのだけれども、ある1カ所が改良すれば、次の仕事には評価としてはぐっと上がる場所なんてあるわけだ、県内には。先般、橋本部長のときにも質問したのだけれども、この席で、私が県議会議員になって16年になるところ、今16年に入ったのだけれども、その前の県議会議員からしたら、少なくとも十七、八年、地権者1人の交渉で1カ所だけ整備できない場所があるわけですよ、県道で。それが完成をすれば、それはお金のせいで、三千万円の工事費だと私は思っているのだけれども、地権者の判こがなければ当然できないということで、それがとまっているために肝心の所ができていないのだ。

ですから私は、先般、橋本部長のときには、土地収用法かけて強制的にやる方法はないのかと聞いたならば、したくないという言葉は使わなかったけれども、なかなか難しいので、今でも地権者の了解を得ながら、皆さんの知恵をかりながらやってきたという答弁だったのだが。私は、それをさえしてもらえば、私がお願いしている別な部分は80点を超えてくるのだらうと思っている。その1カ所だ。私も行った。振興局の土木の担当部長連中と四、五人でたむろして、私も10回ぐらい行っている、その地権者に。あるときやってくれるという話が、ちょうど夜の9時半ごろに決まったのだよ。ありがとうございます、また後で書類を持って、判こをもらいに来ますからということだったのだが、次の朝8時45分になった

らば、振興局の土木部に、実はきのうは県議会議員が来たから、私はいいと言ったのだけれどもと。おれは圧力かけていなかったのだよ。低姿勢にひざをついて頭を下げておったのだが、地権者はそういう話で、私はだめですという話になって、それからもう2年ぐらいたっているのだな。

こんなことを繰り返して15年も17年もやって、その部分だけだ。それを知っている人はこの中にもいるのだよな、いっぱいいるのだよ。17年もたてば、かなり代がわりして、3年か4年であなた方は交代して来るわけだから。私も当選したのは平成3年ですから、それからずっとやったのだ。

ですから、こんなことをやっていて、一番肝心なのが橋なのです、橋梁なのです。橋をつくらなければ、この道路は見事ないい道路なのだけれども、この2カ所。1カ所の改良が終われば、その橋の工事に私は部長にお願いできると見ているのだけれども。

新しい部長さん、今までの部長さんはそうだったのだが、あなたのその腕で、どうしても強制執行がかなわないのかと。私は、もう十七、八年たっているから、いいのではないかと思うのだけれども。でも、そのおじいさんが17年も通って説得できなくて、息子も一緒になって反対するわけだ。その人は、まだ30年も先までかかるのだよ。そうすると、50年ぐらい先不可能だということでしょう。

部長さん、就任早々から難しい話なのだけれども、私もあと1年しか任期ないので、これをしないと次の選挙に立候補できないかもしれないのだ。そんな苦しい願いを就任早々から西畑部長さんに御所見を賜りたいと思います。

○西畑県土整備部長 ちょっと私はその箇所、勉強不足で申し訳ございません。基本的には、地権者の同意を得ていただくというのが基本になろうかと思っておりますので、そちらの任意交渉による取得ということを目指していきたいというふうに考えております。

○菊池勲委員 また後でお願いします。

○及川幸子委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 なければ、これをもって、本日の審査及び調査を終わります。

県土整備部長さん始め新執行部の皆さんと来年の3月までのおつき合いでございますので、いろいろな意見を交えながら、活発な県土整備部にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。皆さん御苦勞様でございました。

次に、所管事務調査についてお諮りいたします。請願陳情審査の参考とするため、お手元に配付しております県土整備委員会現地調査日程(案)により、現地調査を実施したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ声あり。)

○及川幸子委員長 それでは、さよう決定いたします。

なお、詳細については当職に御一任願います。

次に、7月に予定しております県内、東北ブロック調査についてお諮りいたします。お手元に配付いたしております委員会調査計画（案）により実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり。）

○及川幸子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたします。詳細については、当職に御一任願います。

なお、5月16日の県内調査につきましては、本日御通知いたしましたとおりの日程で実施いたしますので、御参加をよろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦勞様でございました。